

## 「枚方市 SDGs 推進登録制度」登録要領

### 1. 目的

本市では、SDGs の取り組みを推進するため、令和 3 年 7 月に SDGs 推進の基本的な考え方である「枚方市 SDGs 取組方針」（以下、「取組方針」）を策定しました。

本取組方針では、市民・学生・事業者など、本市に関わる全てのステークホルダーが「ジブンゴト」として、人とまち、その未来に心を寄せ、笑顔の輪をひろげ、つなげていくための行動を起こすことで、SDGs の達成に向けた取り組みを推進することとしており、枚方市 SDGs 推進登録制度（以下、「本制度」）への登録（宣言・事業推進）を通じて、各ステークホルダーの主体的な行動や、本市との連携による SDGs の達成をめざす機運の醸成とさらなる取り組みの推進を図ることを目的とするものです。

### 2. 登録区分

SDGs の達成につながる取り組み内容について、（1）又は（2）のいずれかの区分を選択のうえ、登録します。

また、（2）の登録は、（1）の登録を兼ねます。

#### （1）すまいるメンバー（宣言）

SDGs の達成に向けて取り組んでいくことを意思表示します。

※本市への宣言とともに、大阪府「私の SDGs 宣言プロジェクト」の宣言へつなげます。大阪府への宣言にあたっては「私の SDGs 宣言プロジェクト」実施要領のご確認をお願いします。

（参考）大阪府「私の SDGs 宣言プロジェクト」ホームページ

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sdgs/sdgs\\_osaka\\_kensyo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sdgs/sdgs_osaka_kensyo.html)

#### （2）すまいるプロジェクト（事業推進）

SDGs の達成につながる具体的な取り組み内容を登録し、活動を推進します。

〔取組内容の例〕

- ・ 各事業者や団体が単独で実施する地域清掃活動等
- ・ 枚方市と連携した出前講座の実施やイベントへの協力等

### 3. 対象

個人及び事業者、団体（※）

※団体は、原則、構成人数 2 人以上の団体とします。法人・任意団体は問いません。

#### 4. 登録要件

##### (1) すまいるメンバー（宣言）

下記の要件①～③を全て満たすこと。

- ① 「取組方針」に賛同していること。
- ② 枚方市内において SDGs の達成に向けて取り組む意欲があること。（既に取り組んでいる場合を含む。）
- ③ 枚方市に在住又は通勤、通学されている方や枚方市に愛着をお持ちの方

##### (2) すまいるプロジェクト（事業推進）

下記の要件①～③を全て満たすこと。

- ① 事業者、団体であること。（法人・任意団体は問いません。）
- ② 「取組方針」に賛同していること。
- ③ 枚方市内において SDGs の達成に向けて取り組むこと。（既に取り組んでいる場合を含む。）

※以下のいずれかに該当する場合は登録できませんのでご注意ください。

- ・ 反社会勢力及び公序良俗に反する場合
- ・ 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- ・ その他、本市が不相当と認めた場合

#### 5. 申込の流れ

##### 5-1. 申込方法

##### (1) すまいるメンバー（宣言）

以下申込フォーム（Logo フォーム）よりお申込みください。メール、郵送、FAX でお申込みの場合は、登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、以下の提出先にご提出ください。

##### (2) すまいるプロジェクト（事業推進）

以下申込フォーム（Logo フォーム）よりお申込みください。メール、郵送、FAX でお申込みの場合は、登録申込書（様式第2号）及び取組シート（様式3号）に必要事項を記入のうえ、以下の提出先にご提出ください。

## 【申込フォーム】

<すまいる😊メンバー（宣言／個人用）>

<https://logoform.jp/form/H276/109383>

<すまいる😊メンバー（宣言／事業者・団体用）>

<https://logoform.jp/form/H276/106256>

<すまいる😊プロジェクト（事業推進／事業者・団体のみ）>

<https://logoform.jp/form/H276/108816>

## 【メール、郵送、FAX での提出先】

枚方市 総合政策部 企画政策室 政策推進課 宛て

〔Mail〕 [sdgs-touroku@city.hirakata.osaka.jp](mailto:sdgs-touroku@city.hirakata.osaka.jp)

〔住所〕 〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

〔FAX〕 072-841-3039

## 5-2. 登録

登録後、登録証（様式第5号）を発行します。

## 5-3. 宣言・取組シートの公表

(1) 登録申込書に記載の「ニックネーム（※）」及び「SDGs 取組宣言」の内容、「取組シート」（「事業推進」への登録の場合のみ）について、枚方市ホームページで公表します。また、本市の SNS 等で紹介する場合があります。

※登録の「ニックネーム」は、取組宣言の内容と合わせて本市ホームページにおいて公表します。

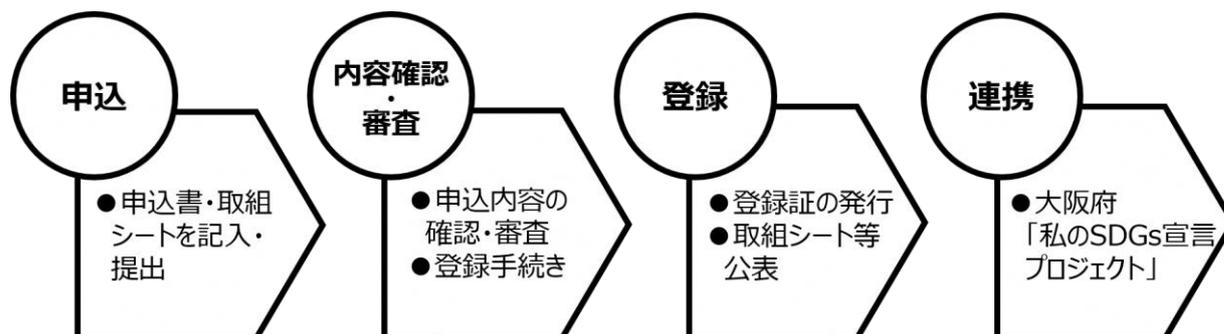
(2) 公表に際しては、本市において内容の確認や軽微な修正をさせていただく場合があります。

### (3) 宣言・取組シートとして不適切なもの

以下のいずれかに該当する場合には、公表を行わない場合や公表を取りやめる場合があります。

- ・ SDGs や本制度の趣旨に合致していない内容が含まれるもの。
- ・ 第三者の権利（個人情報・著作権・肖像権）を侵害する内容が含まれるもの。
- ・ 法令や公序良俗に反するもの。
- ・ 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの。
- ・ 登録者自身や登録者に関連するサービス・商品等を専ら紹介するなど、過度な営業活動と読み取られる又は読み取られる恐れのあるもの。
- ・ その他、本市が不適当と認めるもの。

### 【申込から登録までの流れ】



### 6. 登録期間

登録後から令和13年（2031年）3月31日まで

※ただし「事業推進」に登録された事業者や団体に対しては、毎年度の末日までに取組シート（様式第3号）の更新の有無と合わせて継続の意向確認をいたしますので、継続する場合は次年度5月末日までにお申し出ください。

### 7. 登録の変更及び辞退

登録内容に変更がある場合、又は登録を辞退する場合は、以下申込フォーム（Logoフォーム）よりお申込みいただくか、メール、郵送、FAXにて登録変更・辞退申込書（様式第4号）を速やかにご提出ください。（「事業推進」への登録の場合のみ。）

#### 【申込フォーム】

<すまいる😊プロジェクト（事業推進【変更・辞退】／事業者・団体のみ）>  
<https://logoform.jp/form/H276/114358>

### 8. オリジナルロゴの使用

本制度への登録により、オリジナルロゴマークを使用することができます。

使用にあたっては、「枚方市SDGsロゴマークの使用に関する要綱」及び「枚方市SDGsロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。

<問い合わせ>

枚方市 総合政策部 企画政策室 政策推進課

TEL : 072-841-1149（直通）

Mail : [sdgs-touroku@city.hirakata.osaka.jp](mailto:sdgs-touroku@city.hirakata.osaka.jp)